

割分担について、検討すること。

- (7) 医療機関からの届出があったが、委員会における解剖がなされない事例における委員会の役割について、検討すること。
- (8) 委員会の組織定員及び予算について、その十分な確保を図ること。
- (9) 新制度の実施に当たっては、医療界及び法曹界の協力が不可欠であり、それぞれの協力体制を確立すること。
- (10) 新制度の実施に当たって、極めて多数の医療事故への対処が必要となることも予想されるため、円滑に実施できるよう十分配慮すること。
- (11) 医療事故発生時には、医療機関からご遺族に、事故の経緯や原因等について十分な説明がなされるようにすること。

以 上